

仕 様 書

【業務名】 京都府中小企業技術センター庁舎の清掃等業務

- 1 日常清掃＜共用部分＞・・・・・・・・・・閉庁日を除く毎日
- 2 定期床清掃＜共用部分・会議室＞・・・・年 5 回
- 3 定期床清掃＜部屋部分＞・・・・・・・・・・年 2 回
- 4 ガラス清掃・・・・・・・・・・年 2 回
- 5 害虫駆除・・・・・・・・・・年 2 回
- 6 雨水排水口・排水溝清掃・・・・・・・・年 2 回

【実施日及び清掃内容】 下記のとおり

【清掃場所】 別紙一覧表及び図面のとおり

記

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、京都府中小企業技術センター庁舎全般について、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく清掃を目的としており、本仕様書に明記されていない事項について実施上疑義を生じたときは、甲と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本業務仕様書は業務の概要を示すものであるため、具体的な事項については、関係法令等に従わなければならない。
- (3) 作業の実施に当たっては、予め日程等について打ち合わせを行い、京都府中小企業技術センターの業務等に支障のないよう留意すること。
- (4) 庁舎の電気・機械設備の点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めること。
- (5) 清掃業務を統括的に実施するため、現場責任者を配置するとともに、当該業務を担当する統括責任者・責任者を適宜派遣し、乙の従事者の行為及び作業全般について指揮監督するものとする。
- (6) 乙は日常清掃に係る作業員届及び 1 日の作業計画表を契約締結後速やかに甲に提出すること。乙は当該従事者に名札付き制服を着用させるものとする。また、定期清掃等の年間作業計画書を各年度はじめに甲に提出するとともに、各定期清掃等の実施前に予め作業届（所定様式）を甲に提出すること。甲の現場で業務に従事する乙の従事者に異動がある場合は、乙は甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- (7) 甲は、契約業務履行のため乙が必要とする従業員控室、資材置場、用水、光熱等を乙に提供するものとする。
- (8) 本契約業務の履行にあたって乙が必要とする資機材は、本仕様書に明記されている一部の消耗品を除き、乙の負担とする。

2 日常清掃

1 実施日時

(1) 府の休日を除く毎日

(注) 府の休日…土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 作業人員配置及び時間

ア 人員は1名以上を必ず常駐で配置すること。

イ 拘束時間は7時30分から15時00分まで。

2 清掃内容

場 所	対 象	清掃の内容
玄関風除室	フロアマット ガラス扉	床表面の粗ごみを除塵 乾拭き清掃
1 F 交流サロン及び エントランスホール	床(磁器タイル) テーブル、展示ケース ガラス扉	掃き清掃 水拭き清掃 乾拭き清掃
廊下、エレベーター ホール	床(ビニールタイル) 床(ジュタン)	掃き清掃(ただし、汚れが目立つ部分については水拭き清掃) 真空掃除機による除塵
エレベーター(2台)	床(ビニールタイル) 壁、扉、操作盤	掃き清掃(ただし、汚れが目立つ部分については水拭き清掃) 水拭き清掃
階 段	床(ビニールタイル) 床(磁器タイル) てすり	掃き清掃(ただし、汚れが目立つ部分については水拭き清掃) 掃き清掃(ただし、汚れが目立つ部分については水拭き清掃) 水拭き清掃
元自販機コーナー	床(ビニールシート)	掃き清掃
湯沸室	流し台 三角コーナー ゴミバケツ	汚れ落とし清掃、ごみの処理 汚れ落とし清掃、ごみの処理 汚れ落とし清掃、ごみの処理
便 所	床(ビニールシート) 壁、仕切り、扉 洗面台 便器 鏡 衛生消耗品 ゴミ箱	水拭き及び汚れ落とし清掃 水拭き及び汚れ落とし清掃 水拭き及び汚れ落とし清掃 水拭き及び汚れ落とし清掃 乾拭き清掃 トイレットペーパー、石鹼液の補充 ごみの処理

※第2・第4水曜日は、5 F 交流サロン床清掃、机拭き清掃を8:30までに実施

3 消耗品

トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液については、当センターが支給

3 定期床清掃（共用部分・会議室）

1 実施日時

年5回（5月、7月、9月、11月、2月。土曜、日曜、祝日、振替休日に行う。）

2 清掃内容

床仕上げ	場 所	清掃の内容
磁器タイル	1 階 交流サロン及びエントランスホール、階段	ア 真空掃除機による吸塵 イ 洗剤を用いての洗浄 ウ 水拭き及び乾燥
ジュータン	1 階第1会議室 2 階ホール	ア 真空掃除機による吸塵 イ しみ取り剤を用いてのしみ取り ウ 洗剤を用いての洗浄
ビニールタイル ビニールシート	廊下、エレベーターホール、階段、湯沸室、自販機コーナー、便所	ア 真空掃除機による吸塵 イ 洗剤を用いての洗浄 ウ 水拭き及び乾燥 エ 樹脂ワックスの塗布（2回） 必要に応じてワックスの剥離作業を行うこと
O Aフロア	5 階第4会議室 研修室	ア 真空掃除機による吸塵 イ 洗剤を用いての洗浄
フローリング ビニールシート	5 階交流サロン	ア 真空掃除機による吸塵 イ 洗剤を用いての洗浄 ウ 水拭き及び乾燥

4 定期床清掃（部屋部分）

1 実施日 年2回（5月、11月。土曜、日曜、祝日、振替休日に行う。）

2 清掃内容

床仕上げ	場 所	清掃の内容
ジュータン	1 階 お客様相談室 特別参与室 3 階 所長室	ア 真空掃除機による吸塵 イ しみ取り剤を用いてのしみ取り ウ 洗剤を用いての洗浄
ビニールタイル、 フローリング他	1 階 女子更衣室 地階、3～5階：事務室、研究室等	ア 真空掃除機による吸塵 イ 洗剤を用いての洗浄 ウ 水拭き及び乾燥 エ 樹脂ワックスの塗布（2回） 必要に応じてワックスの剥離作業を行うこと

5 ガラス定期清掃

- 1 実施日
年2回（5月、11月）
- 2 清掃内容
窓ガラス及び間仕切りガラスの清掃
ア 洗剤を用いてのガラス面（両面）清拭
イ ガラス回りのサッシ清拭
- 3 清掃方法
建物の形状に見合った適切な方法で実施すること。
ブランク作業を行う場合には、労働安全衛生規則の規定を遵守し、墜落防止措置等の安全対策を十分講じること。

6 雨水排水口・排水溝清掃

- 1 実施日
年2回（5月、11月）
- 2 清掃内容
排水口及び排水溝のゴミ、土砂等の除去

7 害虫駆除

- 1 実施日
年2回（5月、11月。土曜、日曜、祝日、振替休日に行う。）
- 2 害虫駆除業務内容
残留噴霧法による害虫駆除（全館）

8 特記事項

- （1）日常清掃で生じたごみは、分別回収区分に従い、速やかに所定のごみ処理場・廃棄物保管場所に搬出すること。
- （2）日常清掃において、目立つ汚れのある箇所は、優先して清掃作業に当たること。
- （3）施設の鍵を使用する場合は、慎重に取扱うこととし、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用しなければならない。また、使用後は速やかに返却すること。
- （4）定期清掃等の実施予定日は、当センターと協議の上決定する。
- （5）定期清掃等の延期は認めない。
但し、ガラス清掃については、天候等の関係で履行できない場合には、予定日より概ね1週間程度延期することができる。
- （6）やむを得ず定期清掃等が履行できない場合は、一部不履行としてその部分を減額とする。

(仕様書別紙一覧表①) 日常及び定期床清掃 (共用部・会議室)

階	清掃場所	面積 (㎡)	床仕上げ
B F	廊下 (エレベーターホール含む)	78.05	ビニールタイル
	西階段	20.04	ビニールタイル
	東階段	18.89	ビニールタイル
	便所：和式1、小用1	9.90	ビニールシート
1 F	玄関風除室	8.00	フロアマット
	エントランスホール及び交流サロン	226.10	磁器タイル
	廊下 (エレベーターホール含む)	148.60	ビニールタイル
	西階段	20.04	ビニールタイル
	東階段	18.89	ビニールタイル
	ホール階段	26.32	磁器タイル
	湯沸室	4.80	ビニールシート
	便所 (男)：和式1、洋式1、小用3、手洗2	12.15	ビニールシート
	便所 (女)：和式1、洋式1、手洗2	9.73	ビニールシート
	便所 (身障者用)：洋式1、手洗1	4.60	ビニールシート
	便所 (職員用)：洋式1、小用2、手洗2	4.60	ビニールシート
	エレベーター (西)	2.16	ビニールタイル
	エレベーター (東)	2.70	ビニールタイル
	第1会議室	40.61	ジュータン
2 F	西階段	20.00	ビニールタイル
	東階段	19.00	ビニールタイル
	西廊下 (元自販機コーナー含む)	12.05	ビニールタイル
	東廊下	43.13	ビニールタイル
	ホール	91.60	ジュータン
	湯沸室	4.80	ビニールシート
	便所 (男)：和式1、洋式1、小用3、手洗2	12.61	ビニールシート
	便所 (女)：和式1、洋式1、手洗2	10.00	ビニールシート
3 F	西階段	20.00	ビニールタイル
	東階段	19.00	ビニールタイル
	廊下 (エレベーターホール含む)	140.72	ビニールタイル
	湯沸室	4.80	ビニールシート
	便所 (男)：和式1、洋式1、小用3、手洗2	12.61	ビニールシート
	便所 (女)：和式1、洋式1、手洗2	10.00	ビニールシート
4 F	西階段	20.00	ビニールタイル
	東階段	19.00	ビニールタイル
	廊下 (エレベーターホール含む)	130.10	ビニールタイル
	湯沸室	4.80	ビニールシート
	便所 (男)：和式1、洋式1、小用3、手洗2	12.61	ビニールシート
	便所 (女)：和式1、洋式1、手洗2	10.00	ビニールシート
5 F	西階段	20.00	ビニールタイル
	東階段	19.00	ビニールタイル
	廊下 (エレベーターホール含む)	130.15	ビニールタイル
	湯沸室	4.80	ビニールシート
	便所 (男)：和式1、洋式1、小用3、手洗2	12.61	ビニールシート
	便所 (女)：和式1、洋式1、手洗2	10.00	ビニールシート
	研修室・第4会議室	245.47	O Aフロア
	交流サロン	180.80	フローリングビニールシート

(仕様書別紙一覧表②) 定期床清掃 (部屋)

階	清掃場所	面積 (㎡)	床仕上げ
B F	試料作成室	25.76	エポキシ樹脂
	電磁波シールドルーム (準備室)	46.39	エポキシ樹脂
	材料物性研究室	87.27	ビニールタイル
	精密測定室	94.76	ビニールタイル
	機械加工研究室・精密鑄造研究室	67.97	エポキシ樹脂
1 F	お客様相談室	95.70	ジュータン
	特別参与室	52.65	ジュータン
	食品・微生物技術開発室	60.62	ビニールシート
	生産環境技術開発室	52.72	エポキシ樹脂
	表面加工技術開発室	57.30	エポキシ樹脂
	電子・材料試験室	118.75	ハードナー
	材料試験室	103.36	ハードナー
	非破壊検査室 (暗室含む)	76.87	ハードナー
	機械加工技術開発室	117.50	ハードナー
	金属加工技術開発室	73.80	ハードナー
	企業連携技術開発室	77.78	ハードナー
	女子更衣室	12.94	ビニールタイル
2 F			
3 F	所長室	60.75	ジュータン
	3階事務室	256.74	ビニールタイル
	工芸技術開発室	12.16	ビニールシート
	化学分析室	85.56	ビニールシート
	機器分析室	119.70	ビニールシート
	電子顕微鏡室	89.30	ビニールシート
	X線分析室	61.70	ビニールシート
	更衣室	21.06	ビニールシート
4 F	情報・システム研究室	51.69	ビニールタイル
	電子・情報技術研究室	129.10	ビニールシート
	生産環境研究室	104.50	ビニールシート
	食品・バイオ研究室	134.40	ビニールシート
	デザイン研究室	61.70	クッションフロア
	表面処理研究室	95.40	ビニールシート
	環境試験室	64.30	ビニールシート
	電子研究室	60.70	エポキシ樹脂
5 F	セラミックス研究室	62.00	エポキシ樹脂
	工業技術開発室	65.70	ビニールシート
	休養室	31.70	ビニールタイル
	資料室	66.25	ビニールタイル

(仕様書別紙一覧表③) ガラス清掃

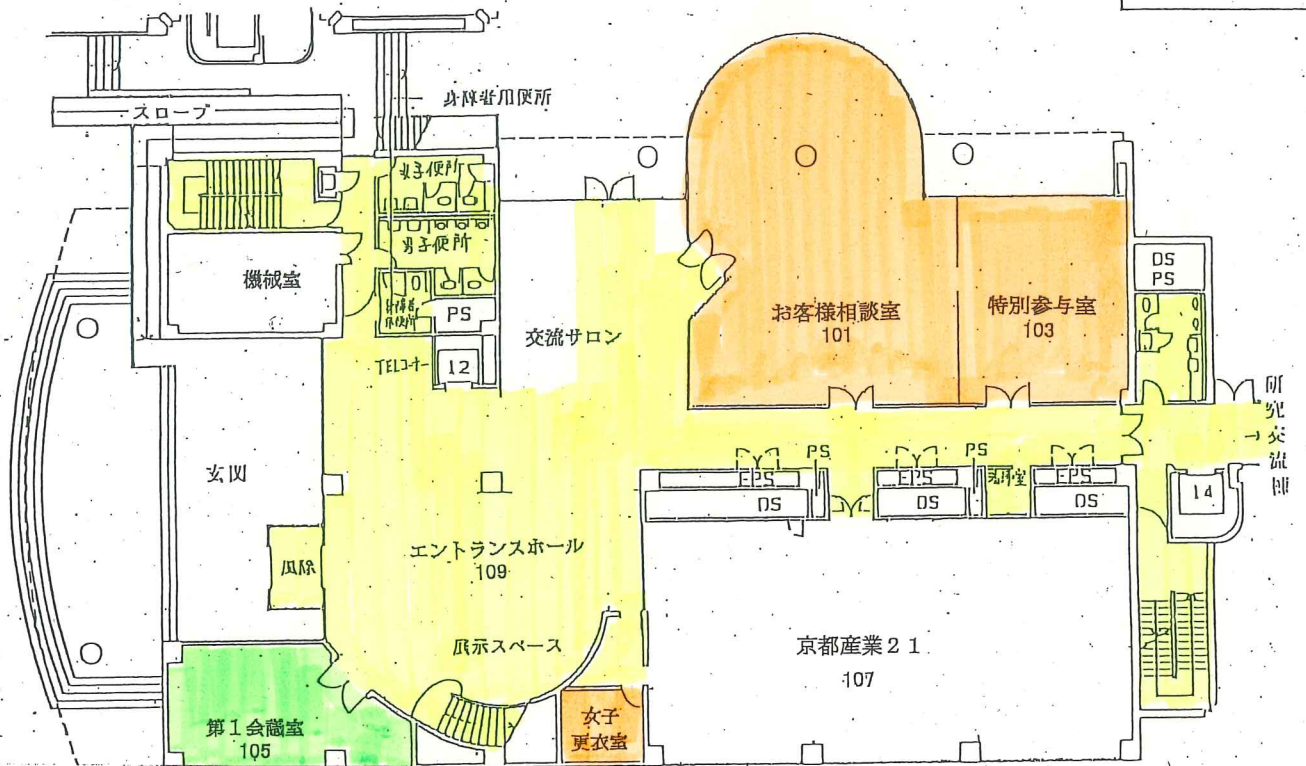
階	場 所	数量 (㎡)	備 考
B F	ガラス清掃仕上	7.2	
	間仕切清掃仕上	7.2	
1 F	ガラス清掃仕上	471.5	
	間仕切清掃仕上	1.5	
2 F	ガラス清掃仕上	81.6	
	間仕切清掃仕上	1.5	
3 F	ガラス清掃仕上	242.00	
	間仕切清掃仕上	4.00	
4 F	ガラス清掃仕上	254.50	
	間仕切清掃仕上	45.00	
5 F	ガラス清掃仕上	228.50	
	間仕切清掃仕上	23.80	
研究 交流棟	ガラス清掃仕上	49.00	
	間仕切清掃仕上	3.00	
合 計		1420.30	両面の合計

雨水排水口・排水溝清掃

階	場 所	排水口個数	排水溝
2 F	南側ベランダ	4	あり
	北側 1 階お客様相談室の半円屋根	2	あり
3 F	東側 2 階連絡通路の屋上	1	
屋上	屋上	6	
合 計		13	

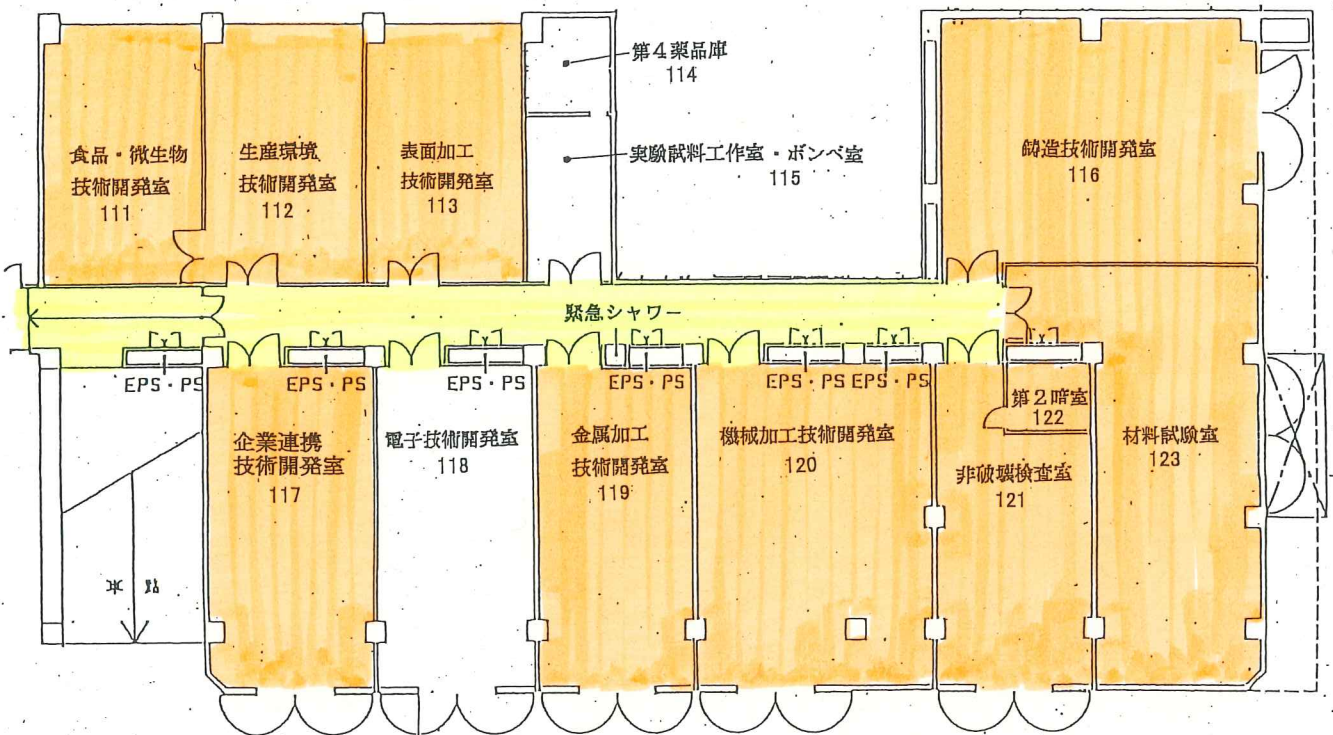
- 共用部分 (日常清掃箇所)
- 会議室
- 部屋部分

本館 1 階

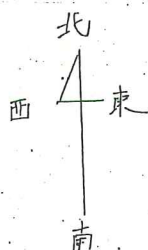
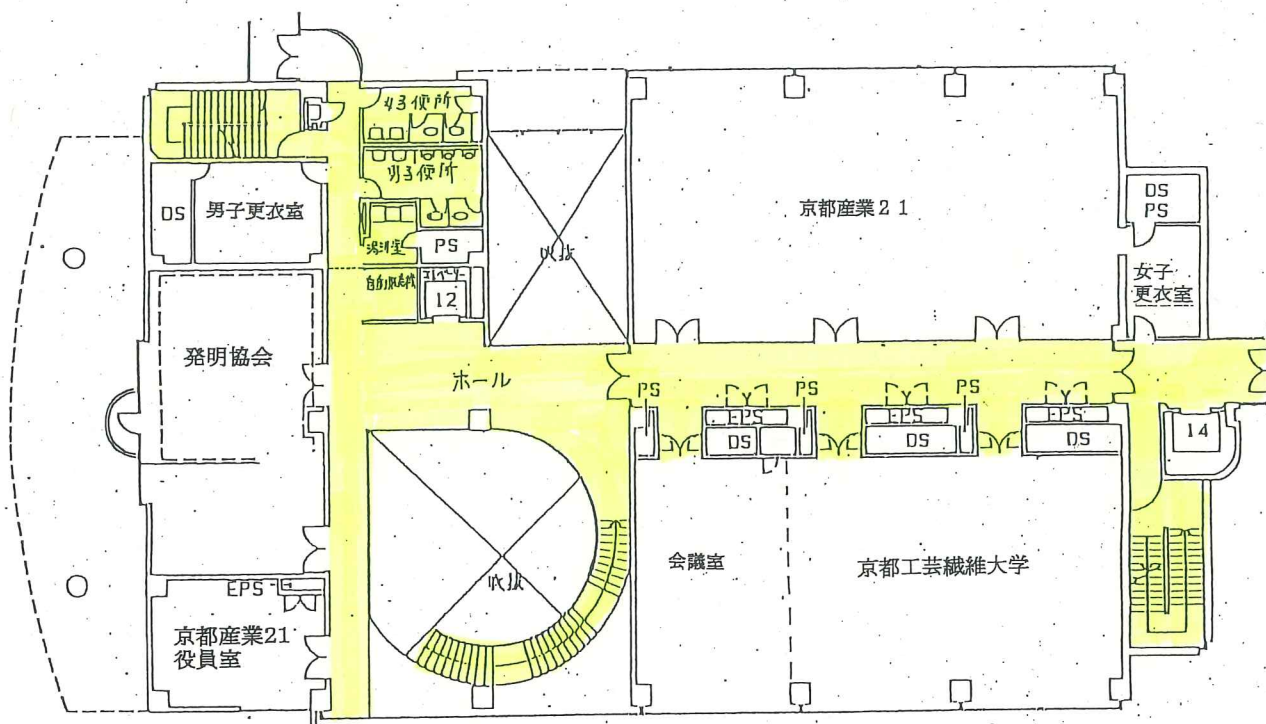


17階

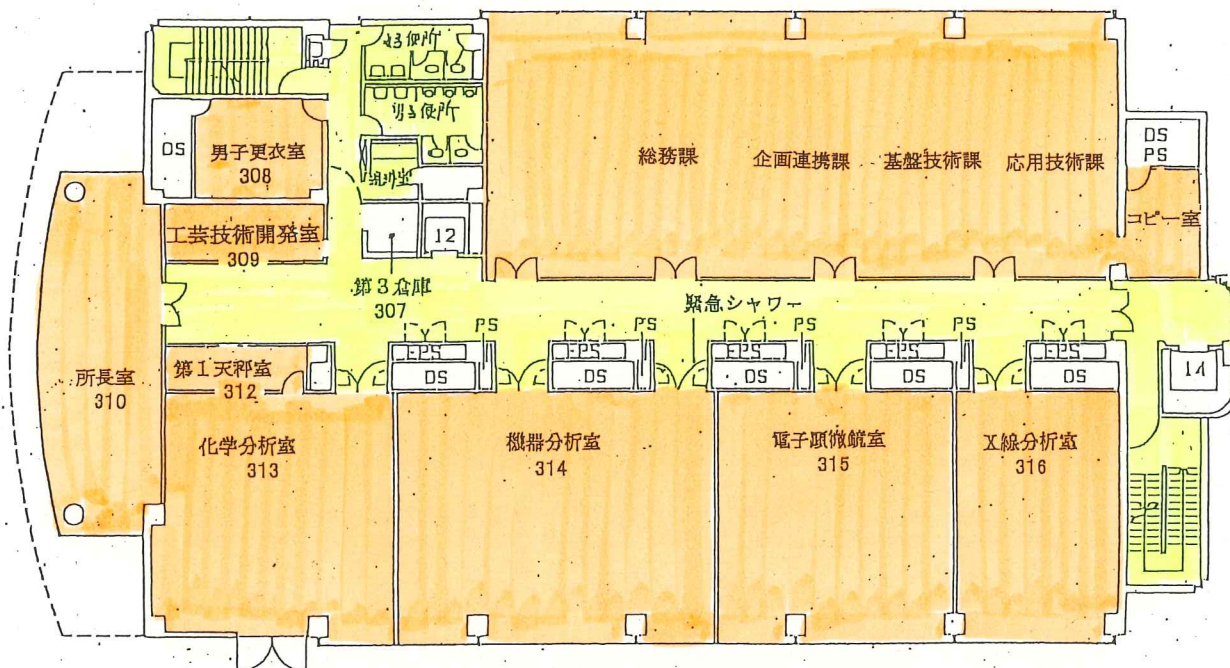
研究交流棟



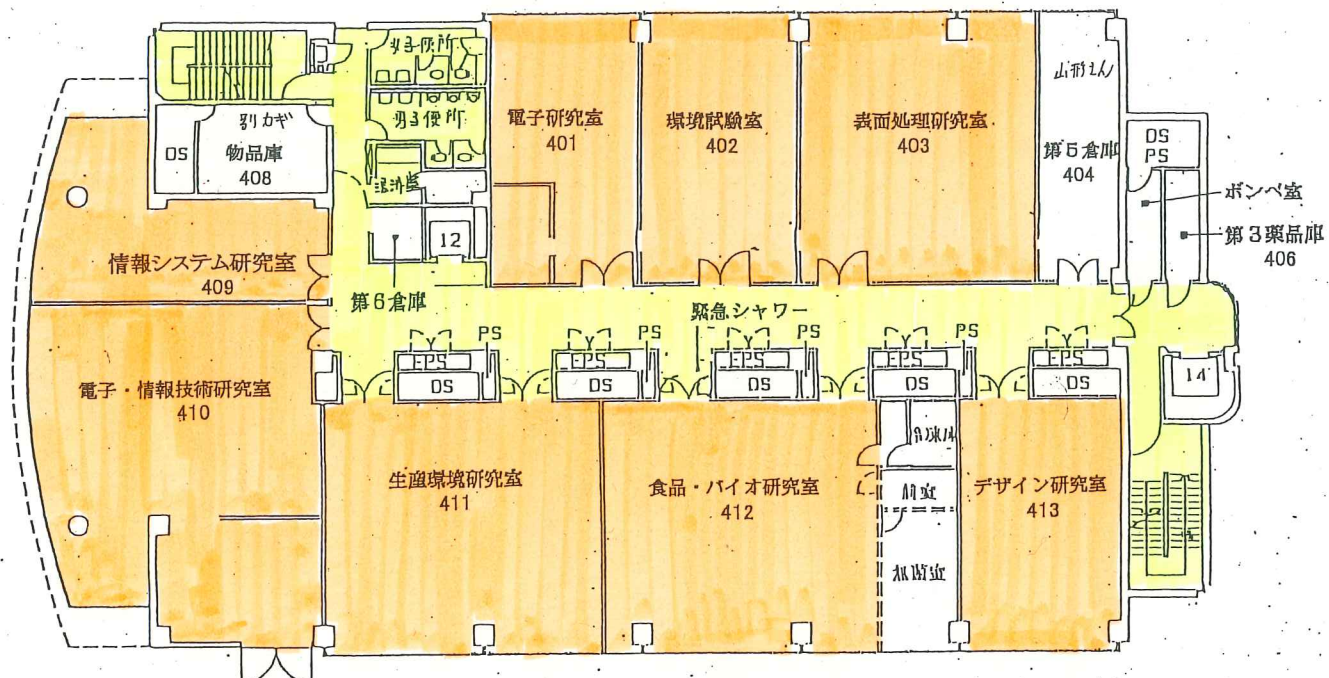
本館 2 階



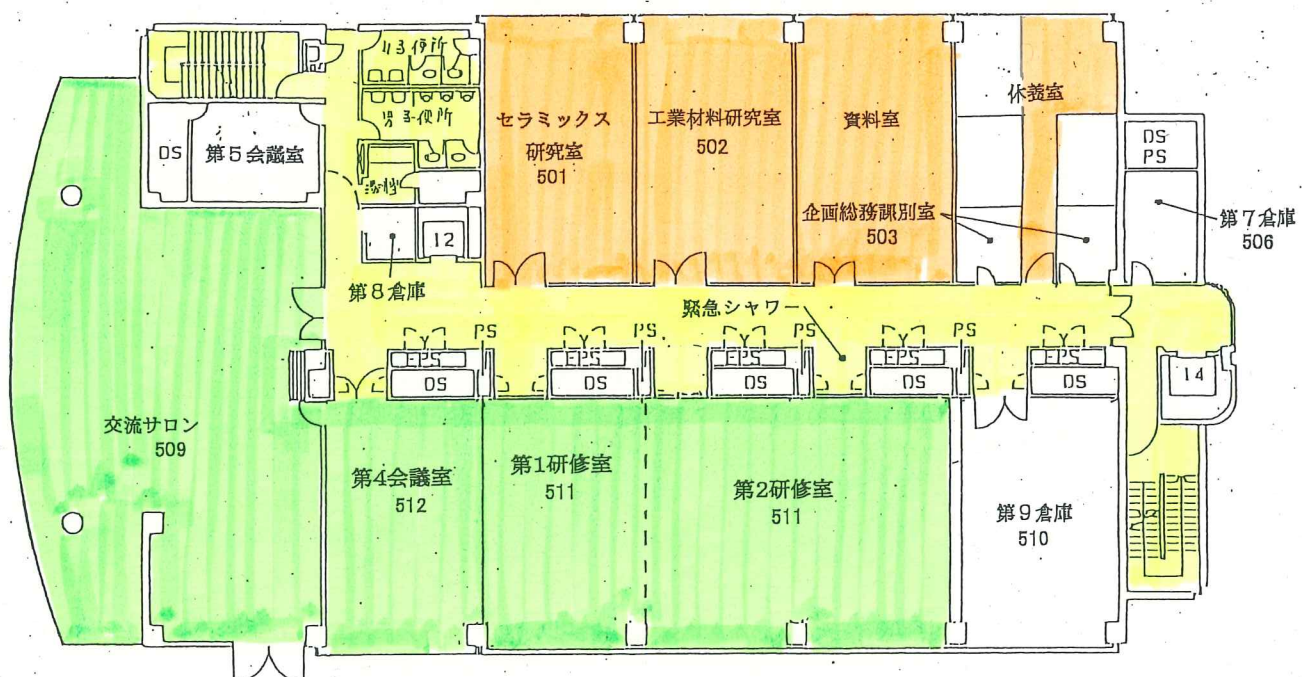
本館 3 階



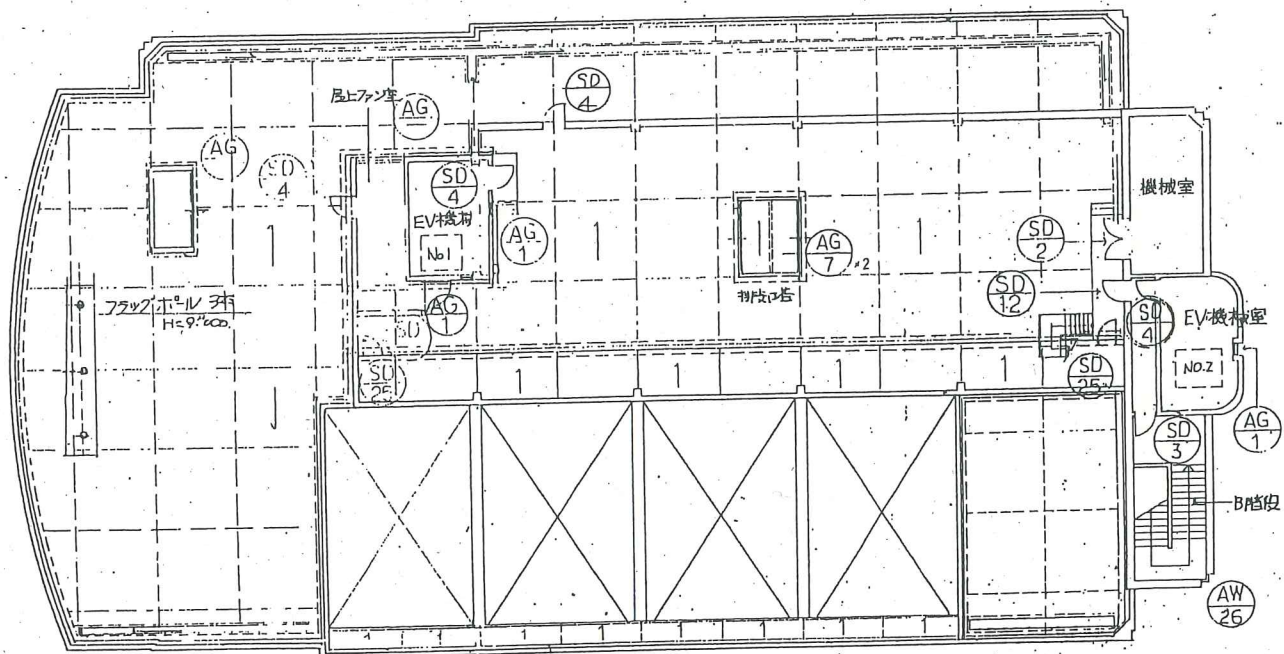
本館 4 階



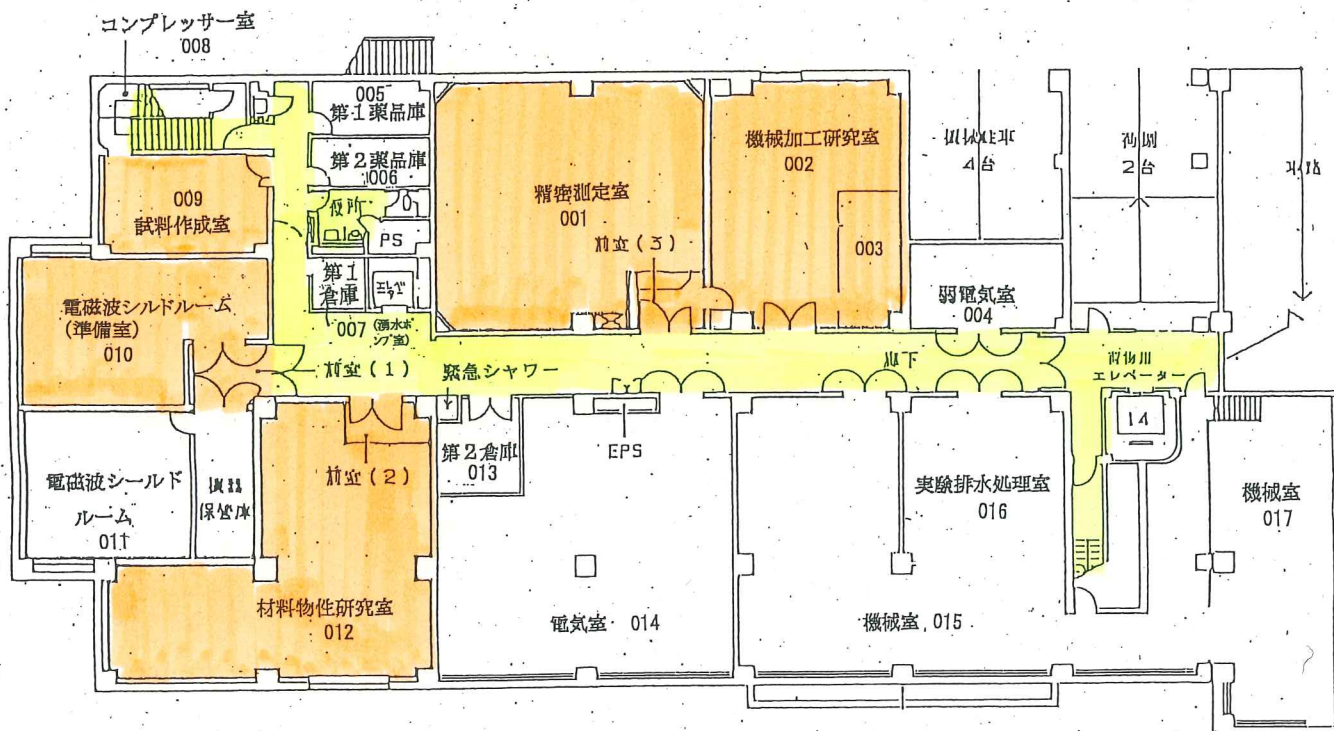
本館 5 階



本館 R 階



本館 地下階



——排水溝

[illegible][illegible]